

今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会（第3回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成26年8月1日（金）15：00～17：00
- 場 所：総務省6階 601会議室
- 出席者：鈴木座長、遠藤委員、小室委員、菅原委員、中川委員、東京都、千葉県習志野市、愛媛県砥部町、原財務調査課長 他

【議題】

- (1) 財務書類作成要領（骨子案）について
- (2) 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（骨子案）について
- (3) その他

【配付資料】

- 資料1 前回（6月24日）の議論
 - 資料2 本実務研究会スケジュール（案）
 - 資料3 本実務研究会における検討項目
 - 資料4 財務書類作成要領（骨子案）
 - 資料5 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（骨子案）
 - 資料6 取得価額の把握状況の調査結果について
- 「財務書類作成要領（骨子案）」に係る検討項目について事務局より説明（「資料4」関係）
 - 上記に係る意見等
 - ・「全体財務書類」という表現があるが、基準モデルで言う「単体財務書類」と同一ということによいか。
 - 総務省方式改訂モデルに準じて「全体」という用語を用いているものであり、同一の概念。
 - ・賞与等引当金の中に、法定福利費相当額を含むという話があった。これまで基準モデル等では含めてはいなかったが、入れるべきという結論になったのか。
 - 法定福利費については、引当金に類してそれなりの金額が出るだろうということで、賞与等引当金の「等」に含むという形で「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に記載している。具体的な算定方法についてはまだ決まっていないため、ご議論いただきたい。
 - ・財務書類作成に当たって、新基準に移行する初年度に開始貸借対照表を作るかどうか

という論点があるのではないか。総務省方式改訂モデルであれば大きく変わるようになるが、基準モデルであれば勘定科目の切替えぐらいで対応でき、開始貸借対照表を作らなくても対応できるのではないか。ただし、作らないとなると、新基準の影響が初年度に行政コスト計算書あるいは純資産変動計算書に出ることになるので、開始貸借対照表を作ってもよいのではないか。まず、作るべきかどうかを議論して、作るということであれば、財務書類作成要領にその旨を書くのがよいのではないか。

- ・習志野市では、基準モデルで最初に財務書類を作ったときには開始貸借対照表を作った。年度末には必ず貸借対照表を作るので、新基準に移行するとなった場合には、今までの基準モデルの貸借対照表は前年度で終わっているの、新たに統一的な基準を採用した年度の基準年度内の仕訳という形で、前年度の過不足等々のいろいろな科目での変更があるかもしれない。それらを加味した中で貸借対照表をまた年度末に作るの、開始貸借対照表という形で作らなくてもよいのではないか（もともと貸借対照表があり、年度途中に基準変更の仕訳を入れて、年度末に新たな基準による貸借対照表ができればよいという認識）。総務省方式改訂モデルの自治体は、開始貸借対照表を作るのは必須であり、そのための固定資産台帳の洗い出しなのではないか。
- ・方法論としては、特に総務省方式改訂モデルの自治体はそうだが、議会等に対して基準の変更による影響を説明しないといけないので、期中の増減だけではなくて、整理表みたいな形で作ることになるのではないか。
- ・砥部町は総務省方式改訂モデルを採用し、有形固定資産を載せ替える作業をした。その時に開始貸借対照表を作ったが、もう1回やるのも変ではないか。
- ・変更の中身を説明する必要はあると思うが、開始貸借対照表と言えるかどうか考える必要があるのではないか。例えば公営企業会計基準も、平成25年度から平成26年度にかけて大きく変わっている中で、開始貸借対照表という言い方をしていないが、変更の中身自体については分かるように開示する必要はあるのではないか。

○「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（骨子案）」のうち資産評価に係る検討項目について事務局より説明（「資料5」、「資料6」関係）

○上記に係る意見等

- ・既評価団体の取扱いについて、前回の実務研究会でも発言したとおり、道路等の敷地を除くということで、既評価団体であっても道路等の敷地は1円ということになるかと思うが、取得価額ですべて統一して出したいという団体や既評価団体については、特定の時期についても取得価額とするような選択肢を設けていただきたい。前回、比較可能性がなくなるのではないかという意見もあったが、貸借対照表等にその旨を注記するという事なので、例えば特定の時期の以後も以前も含めて10円の取得価額だったという場合に、特定の時期以前分の取得価額が3円ということであれば、特定の時期以前の資産額は3円という内訳を注記する、そこから差し引きすれば、特定の

時期以後に取得した分の7円という金額も分かるという形で、比較可能性も確保できると思うので、そのような計上の仕方というのも適用していただきたい。

- ・昭和59年度以前に取得したものは取得価額が不明なものとして取り扱うというのは、既に取得価額が分かっていたとしても、不明なものとして取り扱うという理解でよいか。
 - 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」でも記載されているが、特定の時期より前であれば、取得価額が分かっていたとしても、それは分からないものとして取り扱うということが、まさに特定の時期というものの性質なのではないか。
- ・資料6で調査結果が紹介され、確かに昭和59年度で結果が逆転しているが、昭和59年度以前で把握している団体が3分の1ぐらいあり、分かっているのにもかかわらず、不明として扱うのは不適當ではないか。また、特定の時期に係る調査をすることで、昭和59年度以前であれば、それほど取得価額が大きくないので、それを1円にしても影響がないというような調査結果が出ると思っていたが、取得価額を把握できるかできないかという調査結果だったので、金額的な影響も分かった方がよいのではないか。総務省方式改訂モデルの団体において、決算統計の用地費を試算してみたことがあるが、昭和59年度以前の昭和44年度から昭和59年度までの割合が昭和44年度から今現在までの約3割であったため、金額的にはかなり影響はあると考えられる。
 - 金額の内訳状況まで聞くととなると、実際どこまで正確に各団体が回答できるのかということもある。あくまで調査の趣旨は、前回の議論の中で、地方債の償還年限30年を上限として、仮に30年でやったときに実態に即していないということになるといけないということで、確認的に調査を行ったもの。
- ・特定の時期と既評価団体の取扱いで、習志野市のように基準モデルで既に評価をしている場合については、昭和59年度以前で取得価額が分かっているものであっても、その時の基準がデフレーター等を使った再調達価額という形で評価している。その数値は、ここで書いてある既評価団体の取扱いの合理的かつ客観的な基準というものに合致するというので、その当時の基準に基づいて評価をしているということを注記すればよいのか。特定の時期以前の道路等の敷地については、1円ということなので1円にするが、例えば昭和40年代、50年代の建物は、取得価額が分かっていたにもかかわらず、基準モデルの評価基準がデフレーターをかけた再調達価額だったので、当初の取得価額はもう持っていない。道路等の敷地であれば、取得価額とその差額の金額を注記するという意見もあったが、その金額まで含めての注記となると、非常に厳しいのではないか。
- ・今回の評価基準は単純な取得原価主義ではなく、開始時簿価をどう割り切って前に進めるかというところで決着させたと理解している。基準モデルは再調達価額ベースで

開始時簿価は割り切っていて、そこから一步前に進めようということだったので、取得価額を求めたかったのではなく、取得価額を基に再調達価額を求めるという実務だったのではないか。それはそれで1つの完結した考え方だと思うが、5年前に買ったものの取得価額は分かっているのに再評価するのかといった議論があり、直近の資産については取得価額を使ったらどうかという考え方が入ってきて、特定の時期という割り切りのルールとして進めていこうではないかとなったものと理解している。特定の時期は、10年くらいになるとの感覚だったが、30年が理解しやすいのであれば、それも割り切りのルールなので、それはそれでよいのではないか。

- ・道路等の敷地以外は既存の評価を認めるのであれば、道路等の敷地についても既存の評価を認めてほしいというのも理解できるが、基準モデルでも同じような話がある中で、東京都方式では道路等の敷地まで含めて認めるのに基準モデルはだめなのかとなると、非常に説明しづらいのではないか。それであれば、基準モデルも同じ扱いにして、既存の評価を認めた上で注記させるのかということになり難しいのではないか。
- ・特定の時期について昭和59年度以前は取得価額が不明なものとしていて、一方で既評価団体の取扱いでは、取得価額が不明な資産のうち既に評価が行われているものについては、既存評価額を許容するとあるので、特定の時期以前のものであっても既に評価が行われているものと読めるのではないか。
- ・既評価団体だけでなく、きちんとした開始貸借対照表を作り取得価額を把握したい自治体にとっても、そういった選択肢を用意した方が、より精度の高い開始貸借対照表が作れるのではないか。
- ・精度が高いか低いかは価値観の問題であり、精度が100%というのはおそらくないと考えられる中で、先進自治体だけではなく全国1800弱の自治体にすべからく適用した場合にどうかということなのではないか。道路等の敷地を除くのは、もう決まっている話である。ただ、道路等の敷地をいったん1円とはするものの、それが一体どれぐらいの価値があるかというのは注記をしたらどうか、注記するとしたら、どちらを注記とすべきかというのが前回の議論ではないか。
- ・既評価団体の取扱いについて、取得価額が分かっているでもデフレーターをかけて再調達価額に戻しているというのが合理的な基準であれば、既に資産評価をしているところについては道路等の敷地を除いて認めるのではないか。
- ・30年以内であっても取得価額が不明な道路等の敷地は1円ということになっているので、安易に不明とならないよう取得原価の算定方法の説明を書くべきではないか。また、あくまで骨子案には再調達価額の算定方法を書いているだけということは理解しているが、その前の取得原価をそもそもどうやって把握するのか。非常に厳密に棟ごとにとらえないと取得原価ではないとか、あるいは、もう少し広い単位で、事業で分かればよいといったように、人によって考え方にばらつきがあるのではないか。
- ・測量費等の費用をどこまで含むのか。「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」

では、道路等の敷地には測量費や補償費を含むといったことが書いてあるが、台帳が整備されているところでも正確に整理されていないのではないか。取得価額が不明だということになると、1円ということになってしまうので、そこは安易に分からないということがないようにするべきではないか。少し簡易な方法も示すことで、取得価額不明というのは極力減らせられるのではないか。

- ・道路の評価について、上物（アスファルト敷き等）も敷地も含めてだが、開始時簿価の算定の考え方自体はどこまで行っても割り切りで、例えば幅員1.5メートル未満の道路は計上しなかったり、幅員でも松竹梅をつけて単価を掛けているだけであったり、ざっくりしたものである。実務の前になると理屈は無力であり、理屈を重視すると進まなくなるおそれがあるのではないか。例えば道路の底地が連なっていて、取得価額が分かっている部分については取得価額を採用し、残りは取得価額が分からないので、再調達価額、あるいは1円となると非常に手間がかかる。実施可能性の観点からも開始時点においてはある程度割り切ったうえで、少しずつ精緻化していくといった発想をしないといけないのではないか。
- ・東京都方式や基準モデルによって、既に台帳整備をして貸借対照表も作っている団体が既評価団体ということなのか。総務省方式改訂モデルであっても、いつ統一的な基準が始まってもよいように資産評価の準備はしていたという自治体も、既評価団体の取扱いになるのではないか。そこまで明示する必要はないのかもしれないが、そういう理解でよいのではないか。Q & Aでの記載になるかもしれないが、実務的に質問が多数寄せられるのではないか。
- ・既評価団体の取扱いについて、既に開示している、あるいは、来年1月頃にかけて手引きが作成されるので、まだ開示していなくても例えば1月までに評価をしようとしている団体は既評価相当団体といった形で、その評価額としてもよいのではないか。それは、各団体の説明責任や自治の問題であり、既に評価しているところまでやめさせるというのも不適切なので、前回もその評価のインパクトの議論もあったが、それは例外として認めるのではないか。そのうえで、来年手引きが出た後は、きちっと原則に戻るという位置づけとなるのではないか。読者が分かるように注記をして、原則と比較可能性というところも担保するという、そういうフォローも必要なのではないか。
- ・有形固定資産の評価基準について、いきなり再調達価額となっているが、再調達価額が原則のように見えるので誤解を与えるのではないか。取得原価主義というのが前提なので、そのことを書いた方が分かりやすいのではないか。また、テクニカルな話だが、まず原理原則を表にした方が、手引きを見る人には分かりやすいのではないか。
→ 骨子案はあくまでポイントだけ書いているが、手引きには「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の内容も含めて記載する。また、これらの手引きを見れば他の報告書がなくても全部分かるというものにしたい。

- ・例えば立木竹の再評価や道路の幅員別の単価の設定について、6年に1回の再評価や何メートル単位といった設定をする理由について、本日口頭でなされたような補足的な説明を本体の手引きにも書いた方が、理解しやすいのではないか。
- ・固定資産の評価について、原則は再評価しないとなっていたが、立木竹は成長するものだから例外的だということで、これを再評価させるということなのか。
 - 木は成長するものなのに再評価しないというのも、逆に不合理ではないか。
- ・道路等の敷地について計上する単位は決まっているのか。例えば筆レベルまでであれば、取得した土地のなかでも、道路になっている部分とそうでない部分に分かれることになるのではないか。
 - 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の30ページの279段落以降において、基本的には筆等と書いてあるが、ただ281段落に例外ということで、道路について1区画単位ごとの把握が困難な場合には、会計年度単位でこれを供用開始した延長キロといったもので1単位とすることも妨げないとなっている。そのため、路線単位で計上していくというのが基本になると思われるが、場合によって年度ごとというのもありうる。

○「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（骨子案）」のうち資産評価以外の検討項目について事務局より説明（「資料5」関係）

○上記に係る意見等

- ・耐用年数について、耐用年数を長くすることが認められたが、消防車両以外に防火水槽についても耐用年数の延長を認めていただきたい。別表2のところで防火水槽は、財務省令で30年とされていることに合わせて30年と記載されているが、関係者と協議等する中で、50年くらいは使えるという判断をした。総務省の所管補助金交付規則の中でも防火水槽の耐用年数は50年と定められており、補助金では50年使えるというタイムスケジュールの中で整備されている中で、どの自治体も防火水槽を30年で更新していないのではないかと。民間を想定した財務省令の防火水槽というのは比較的簡易なものが想定されている可能性があるが、消防では耐震性のある防火水槽が現在整備されている。財務省令の耐用年数と違うものを一部認めているという事例があるとすれば、防火水槽は50年としてもよいのではないかと。あるいは、個別対応のQ&Aという形の中で、同じ総務省の補助金交付規則等で50年と定められているわけであり、耐用年数を延ばせるものとして記載してもよいのではないかと。今後、固定資産台帳が重要視され、その中の減価償却率が大きなウエートを占めるといったことや更新問題があるので、それが実態と20年も乖離してしまうと、公会計の固定資産台帳はあまり役に立たないということになりかねない。財務省令は基本的に税金等を払うための算定であるのに対し、あくまで自治体が持っている固定資産は耐用年数まで使って更新するという意味合いがあるので、財務省令等と耐用年数を異なるもの

とすることもあり得るのではないか。

- ・耐用年数について、例えば鋼船の耐用年数は財務省令によると7年から15年ということになっているが、東京都の耐用年数表では30年としている。一般的に船はこれくらい使えるものであり、実態に合わせて長くしていくことも考えられるのではないか。また、耐用年数が延ばせるものをQ&Aで限定列挙するという事で検討されているということだが、これを例えば種別で限定してしまうと、実態に合っていないものが多くあると思われるので、あまり限定列挙という形にこだわらない方がよいのではないか。例えば、実態に合わせて長くすることは妨げないといった記載も考えられるのではないか。
- ・耐用年数の限定列挙について、Q&A等で整理するという説明であるが、対象となるものは固定資産台帳を整備する過程で出てくると思うので、そういった資産については総務省に連絡し、延ばしたいと要望のあったものをまとめてQ&Aに載せて、開始貸借対照表を平成28年度までに作るのであれば平成28年度に間に合うように登録できる体制をとるべきではないか。それ以降にも出てくるかもしれないが、台帳の整備を各団体一斉にするのであれば、要望は一定の時期に偏るとと思われるので、当面の限定列挙という意味では、一定時点で集まってきたものに限ってもよいのではないか。
- ・既に基準モデルで当初認められた耐用年数でやっていたものは、それが認められるかどうかについて、例えば公園の耐用年数は従来40年となっていたので40年として固定資産台帳を作って減価償却しているが、今回それが20年となった場合、固定資産台帳上変更しなければならないのか。あるいは、道路も従来48年となっているのが、今回50年という形で国の基準に準ずるとなった場合、既存の固定資産台帳の耐用年数も、統一的な基準を採用したときに変えなければいけないのか。変わるとすれば、その年度に減価償却を調整するという形になるかと思われるが、例えば取得から20年の公園があったとしたら、あと20年分を一括して1年間で減価償却するということになるか。
 - 基本的に変わると思われるが、連続性の問題で、その変化をどう説明するかという話になると思われるので今後整理したい。
- ・耐用年数の影響をどう扱うかについて情報提供すると、民間企業でも耐用年数を変更することはあるが、遡及をするかどうかの遡及基準では、会計基準が変更になった場合は遡及するという取扱いになっている。将来に向かって変更していくということなので、検討いただきたい。
- ・習志野市としては、公園等の耐用年数は統一的な基準を採用することで変わってもこれまでの基準のままとしたい一方で、防火水槽の耐用年数を延ばすことが容認された場合には耐用年数を修正したいと考えているが、どう対応すべきかを統一的に決めた方がよいのではないか。

- ・別表2について、区画整理、農業農村整備、治山、空港といったものは、具体的には何が計上されるのが想定されているのか。
 - 別表2についてはまだ粗いところがあり、例えば農業農村整備だと土地改良のときに造る暗きょといったものが該当すると思われるが、分野ごとに区切っており、資産によって耐用年数が違ってくともあると思われるので、さらに精査して、区分についても見直しさせていただきたい。
- ・別表3の事業用資産とインフラ資産の区分で、従来の基準モデル等で使っていた表とほぼ同じだが、国の基準が変わったということで仕方ないと思うが、具体的に言えば、ごみ関係や公園関係は、インフラ資産から事業用資産になるというのであれば、基準モデルを選んでいる自治体にとっては大きな影響があるので、変えることとなった理由の記載があった方がよいのではないか。また、現在、事業用資産とインフラ資産の区別は、各団体の判断となっているが、インフラ資産は限定的なものにしていくという考えの中で消防施設は事業用資産になると思われるが、明記すると分かりやすいのではないか。
- ・事業用資産とインフラ資産について、消防施設についての意見があったが、併せて都道府県の警察施設について書いてもよいのではないか。
- ・棚卸資産は販売目的であれば、例えば浄化槽のモーターとかごみ処理費用を上乗せしたごみ袋といった小さな物品や販売用の小さな物も計上するのか。
 - 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の19ページの127段落のなお書きに、需要の乏しいものは対象外とするという形で記載している。具体的な部分は、Q&A等にも書き込むことも検討したい。
- ・売却可能資産について、①から⑤までが例示されているが、①から⑤のどの基準に基づいても金額を出すことは可能だが、金額の差が大きくなるのでどれを選ぶかは慎重な検討が必要。しかし、基準として推奨するものがないと判断に迷う自治体が多いのではないか。
 - 資産債務改革に取り組む団体の状況は様々だと思われ、①から⑤のどれを選ぶかというのは、各団体の状況に応じて選ぶというのも1つの方法ではないか。
- ・売却可能資産について、どの自治体も行政財産と普通財産とに分けているため、④であれば簡単に出ると思う。各団体でどの基準を選ぶかは自由ということだが、④以外だと恣意的なものが入ってしまうので、なかなか比べられなくなってしまうのではないか。④は全国比較するときに非常に便利であり資産の割合等々も含めて非常に参考になる基準ではないか。
- ・売却可能資産について、比較可能性を重視するのか、各自治体の資産の売却意欲や今後の活用を見据えるという内部的なものなのか、どちらを重視するかということなのではないか。
- ・リースについては、取得年度から月割でリース料を支払っているもので、全く同じ額を

取得年度から月割で計算しているが、減価償却費の取扱いはどうすればよいのか。

→ 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の14ページの79段落に、各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却は使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げないと記載されている。

- ・投資損失引当金について、連結対象団体の場合には引当した後も減額せず、連結対象外団体の場合には引当したままにするという取扱いは継続するのか。

→ 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の18ページの115段落のとおりで継続することになっている。実際上の処理は検討したい。

- ・徴収不能引当金について、通常は1年以内である税等の納期限を基礎としたいいわゆる一般債権を想定した場合はこの計算表でよいかもしいないが、不納欠損の多くは長期延滞債権から生じるものであり、各年度末の残高を分母として算定するこの計算表の算定方法をそのまま当てはめると、金額が小さく算定されてしまう可能性があるのではないか。そのような誤解が生じないように、記載方法等の工夫が必要なのではないか。

- ・徴収不能引当金について、基準モデルの場合は金融商品会計基準に従って、理論的には債権を3区分して取り扱っている。公会計も債権区分を設けて、危険な債権については個別評価をしたり按分したりということも考えられるが、発生主義の観点からするともう少し厳密に評価してもよいのではないか。

- ・基準モデルの貸倒引当金の考え方は、原則として債権を3区分等に分けて評価することなので、習志野市でも実際そうしている。そうすることで、担当課が債権管理も意識できるし、自分たちでこの債権を幾ら回収するということが分かるのでよいのではないか。「他の方法によることがより適当であると認められる場合」に該当するものとして、習志野市は今後も継続したいと考えている。また、基準モデルは3年間で不納欠損を算定してきたが、統一的な基準では5年間ということなので、5年間という形に変更したい。